

大分県報

平成三十年
号外（六九）
九月二十八日

（金曜日）

目次

規則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正……………一
- 大分県行政組織規則の一部改正……………二
- 大分県税条例施行規則の一部改正（二件）……………二
- 大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………三
- 人事委員会告示……………三
- 労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正……………三

規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十八年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う外国人の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する

平成三十年九月二十八日

事務

- 第二十条に次の一号を加える。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る外国人保護実施関係情報

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十七号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の三の次に次の一条を加える。

（事務所）

第五十三条の四 振興局に事務所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大分県東部振興局日出水利耕地事務所	速見郡日出町
大分県豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所	豊後大野市
大分県豊肥振興局大野川上流開発事業事務所	竹田市

第五十四条第一項の表以外の部分中「及び室」を「又は事務所」に、「部の」を「部又は事務所の」に改め、同項の表中「及び室」を「又は事務所」に改め、同表の大分県東部振興局の項中

農林基盤部

企画検査班、農村整備班、治山林道班

を

大分県報号外（規則）

一

農林基盤部	企画検査班、農村整備班、治山林道班
日出水利耕地事務所	総務班、企画検査班、水利整備第一班、水利整備第二班、農村整備班

大分県豊肥振興局の項中

農林基盤部	企画検査班、農村整備第一班、農村整備第二班、治山林道班
-------	-----------------------------

農林基盤部	企画検査班、農村整備第一班、農村整備第二班、治山林道班
豊後大野水利耕地事務所	企画管理班、水利整備班、農村整備班
大野川上流開発事業事務所	企画管理班、水利整備第一班、水利整備第二班、営農改善班

に改め、同表の

を

に改める。

第五十五条 削除

第五十六条の表の大分県南部振興局の項中「佐伯県税事務所」を「大分県税事務所」に改め、同表の大分県豊肥振興局の項中「豊後大野県税事務所」を「大分県税事務所」に改める。

第六十条の表の大分県税事務所の項の所管区域の欄中「大分市」の下に、「佐伯市」を、「津久見市」の下に、「竹田市、豊後大野市」を加え、同表の佐伯県税事務所の項及び豊後大野県税事務所の項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十条の二 県税事務所に事務所を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	佐伯市
位置	佐伯市

大分県税事務所豊後大野納税事務所

豊後大野市

第六十一条第一項の表以外の部分中「課又は室」を「課、室又は事務所」に改め、同項の表中「課又は室」を「課、室又は事務所」に改め、同表の豊後大野県税事務所の項を削り、同表の大分県税事務所の項中

自動車税管理室	管理班、課税班
---------	---------

を

自動車税管理室	管理班、課税班
佐伯納税事務所	総務納税班
豊後大野納税事務所	総務納税班

に改め、同項の

次に次の一項を加える。

日田県税事務所	総務課	課税課	総務納税班	課税班
---------	-----	-----	-------	-----

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第五十三条の三の次に一条を加える改正規定、第五十四条第一項の改正規定及び第五十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

大分県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第六十八号

大分県税条例施行規則の一部を改正する規則

大分県税条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「各税の課税地の管轄事務所長」を「課税地を所管する事務所長（次の各号のいずれかに該当するものにあつては、当該各号に定める事務所長）」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 条例第四条の二第二項の県民税（利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る県民税並びに法人の県民税に限る。）、法人の事業税、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税、自動車取得税、法第五百十条第一項の規定により課する自動車税及び鉦区税に関し知事に提出すべき書類（次号に掲げる書類を除く。） 大分県税事務所長
- 二 第十五条の規定により事務所長が他の事務所長に徴収の引継ぎを行つた旨の通知を受けた者が当該通知に係る県税に関し知事に提出すべき書類 当該他の事務所長

第四条第二項中「管轄する」を「所管する」に改める。

第十五条第一項中「県税事務所長は」を「事務所長は」に、「課税地を管轄する県税事務所の管轄区域」を「その所管区域」に、「当該県税事務所の管轄区域」を「その所管区域」に、「管轄する県税事務所長」を「所管する事務所長」に改め、同条第二項中「県税事務所長は」を「事務所長は」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県税条例施行規則の一部を改正する規則

大分県税条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。
第三十七条第五号中「就労移行支援及び」を「生活介護、自立訓練、就労移行支援又は」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十年九月二十八日

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年九月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。
別表の産業科学関係事務の項の備考の欄を次のように改める。

納入通知書で収入するものを除く。

別表の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係事務の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第二号

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示（平成十一年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月二十八日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

第一号の表の十二 教育、研究又は調査の事業の項中

「
大分県立竹田高等学校
大分県立久住高原農業高等学校
」
に改める。

附 則

この告示は、平成三十年十月一日から施行する。

大分県報号外（規則・人事委告示）